

スポーツ少年団 関係者 各位

公益財団法人日本スポーツ協会
日本スポーツ少年団
本部長 益子直美

「NO！スポハラ」活動および子供への性加害 防止の周知・徹底について(依頼)

平素より当協会スポーツ推進事業に対しご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

当協会では、令和5(2023)年4月から「NO！スポハラ」活動を開始し、令和6(2024)年3月には、スポーツ統括6団体で「スポーツ・インテグリティの確保に関する協力覚書」を締結し、「NO！スポハラ」活動を積極的に展開しています。

令和15(2033)年度までに「スポハラをなくし、誰もが安全・安心にスポーツに楽しめる社会を築く」を達成することをミッションとしており、皆さまにもご協力いただき、実現を目指しております。

スポハラ(スポーツ・ハラスメント)とは、スポーツの現場において、「暴力」、「暴言」、「ハラスメント」、「差別」など「安全・安心にスポーツを楽しむことを害する行為」のことです。指導者と指導を受ける者との関係はもとより、スポーツの現場における関係者の誰によっても、誰に対しても、スポハラは起こりえます。

中でも、性加害については、近年、当協会の加盟競技団体の会員であった指導者が選手へのわいせつ行為により逮捕される事案や、運動部活動の外部指導者が生徒と不適切な関係を持ち、生徒に性被害が起こった事案など、スポーツ現場においても被害が発生しており予防策が求められています。

また、国においては、令和6年6月26日、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」(通称「子ども性暴力防止法」)が公布されました。今後、2年6か月以内に施行された上で、学校設置者等に児童生徒に対する性暴力等を防止するための措置を義務付ける他、認定事業者(学習塾やスポーツクラブ等)は、学校設置者等に求められる措置の実施を義務付けられます。事業者の認定は任意の制度ですが、スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブなど、子供向けの事業を実施しているスポーツ団体も対象と成り得るため、注視が必要です。(※)

運動部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行など、子供のスポーツ環境が多様化する中、スポーツ団体はより一層、暴力、暴言、性加害、ハラスメントなどの予防に取り組むことが不可欠です。

日頃から、地域においてスポーツ活動を行っている皆さまにおかれましては、「NO！スポハラ」活動に取り組まれているとは思いますが、関係者への周知・徹底、研修の実施・受講、スポハラが発生しない体制づくりといった予防策と併せて、事案が発生した場合に適切な対応を行うなど、子供が安全・安心にスポーツを楽しめる環境づくりへのご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

※本法律は「公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日」に施行するとされており、施行に向けて今後、こども家庭庁において、関係省庁と連携の上、附帯決議も踏まえ関係者の意見も聴きながら、下位法令やガイドラインの整備を行うなど、具体的な対象範囲や措置・事務の内容等を定めることとなっており、今後、こども家庭庁から情報提供が行われる予定ですので、詳細がわかりましたら改めてお知らせいたします。

本法律、参考資料等はこども家庭庁ホームページをご確認ください。

(<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>)

<問合せ先>
地域スポーツ推進部 少年団課
TEL:03-6910-5814
E-mail:jjisa@japan-sports.or.jp